

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成八年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定 (児童家庭課)
保険薬剤師の登録 (保険課)
土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)
都市計画法第六十六条による告示 (二一件) (都市計画課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)
- ◇ 公 告 保母試験の合格者 (児童家庭課)
猟銃等の取扱いに関する講習会の実施 (生活保安課)

告 示

鳥取県告示第七百五号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号) 第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	種 別		
5606	雑誌その他の 刊行物	アラベック JUNE 1996	雑誌	16487-6	英知出版 株式会社
5607	〃	Bee Jan 1996 6/1-15	雑誌	27573-6/15	英知出版 株式会社
5608	〃	おねだりギヤル	雑誌	ISBN-06-25 32-BEH-11	イール コーポレーション
5609	〃	淫欲の鏡	雑誌	ACNY-10	キヤンティ コーポレーション
5610	〃	ニヤン倶楽部 1996 6月号	雑誌	雑誌コード 17017-6	株式会社 コフレガジン
5611	〃	Night Walker 1996 7月号	雑誌	06843-07	株式会社 サン出版
5612	〃	アラップル写真館 96 6月号	雑誌	01447-6	三和出版 株式会社
5613	〃	パンストフレック 6月号	雑誌	雑誌コード 17509-6	大洋書房
5614	〃	M. r. M. A. X 1996 JUN	雑誌	雑誌コード 01852-6	株式会社 大洋図書

5615	"	P L U T O 1996, JULY	雑誌コード 07873-7	株式会社 フロム出版
5616	"	イ ケ イ ケ 下 半 身	No. 78	北陽出版
5617	"	刺 戟 攻 め	No. 113	北陽出版
5618	"	ピ ソ ク の 怪 気 炎	No. 79	北陽出版
5619	"	人 妻 エ ロ ス 漫画ラポートピナスペンシャル10月増刊号	雑誌コード 18350-10/25	株式会社 竜 社
5620	"	漫画ラポートピナスペンシャル 豊潤10月号	雑 誌 18349-10	株式会社 竜 社
5621	録画テープ	お し ゃ ま な 友 里 ち ゃ ん	V I M-003	ガイナスイン アミコソフ

鳥取県告示第七百六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により次のとおり告示する。

平成八年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷 坂 裕 子	鳥葉第一〇〇三号	平成八年九月十日
西 澤 京 子	鳥葉第一〇〇四号	平成八年九月十七日

鳥取県告示第七百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鹿野町	単県土地改良事業 広ノ谷地区 区画整理	昭和六十三年十二月二十四日

鳥取県告示第七百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三・五・九号産業中央線
- 二 施行者の名称
鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 境港市浜ノ町及び蓮池町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・七号米子駅境線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更する部分 米子市西町及び内町地内

2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年十月十五日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名	又 は 名 称	住所	製造業者名	検定番号	有効期間
	氏名	又 は 名 称	住所	製造業者名	検定番号	有効期間
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	石原 昌幸	株式会社オリンピア	640254	平成8年10月15日から3年間
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	コアラII	株式会社オリンピア	640254	平成8年10月15日から3年間

申請者	氏名	又 は 名 称	住所	製造業者名	検定番号	有効期間
	氏名	又 は 名 称	住所	製造業者名	検定番号	有効期間
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	野口 三次	株式会社パインオニア		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	野口 三次	株式会社パインオニア		

回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	ミニテリオ・ ウノ	株式会社 バイオニア	640289	平成8年10月15日 から3年間
--------	-----------------	--------------	---------------	--------	---------------------

申請者	氏名	又	は	名	称	住所	有効期間
	住					株式会社タイヨー 東京都台東区東上野一丁目12-2	
遊技機の種類	遊技機の区分	型	式	名	製造業者名	検	定
回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	ア	ク	ア	株式会社 タイヨー	640201	平成8年10月15日 から3年間

申請者	氏名	又	は	名	称	住所	有効期間
	住					株式会社瑞穂製作所 愛知県名古屋市中区西小田井三丁目58	
遊技機の種類	遊技機の区分	型	式	名	製造業者名	検	定
回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	タ	ク	ス	株式会社 瑞穂製作所	640221	平成8年10月15日 から3年間

申請者	氏名	又	は	名	称	住所	有効期間
	住					ユニバーサル販売株式会社 東京都港区高輪三丁目22-9	
遊技機の種類	遊技機の区分	型	式	名	製造業者名	検	定
回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	フ	ロ	ー	ユニバーサル販売 株式会社	640249	平成8年10月15日 から3年間

申請者	氏名	又	は	名	称	住所	有効期間
	住					株式会社三共 群馬県桐生市境野町六丁目460	
遊技機の種類	遊技機の区分	型	式	名	製造業者名	検	定
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 該当機	C	R	ア	株式会社 ビツクアパワフル FⅩα	600228	平成8年10月15日 から3年間

公 告

平成8年8月20日から同月23日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

平成8年10月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 川 井 道 子 | 木 村 千 穂 | 道 祖 尾 奈 保 |
| 井 田 真 理 子 | 本 三 恵 子 | 松 永 真 由 美 |
| 岡 崎 る み 子 | 今 名 原 睦 美 | 結 城 志 穂 |
| 小 倉 桂 子 | 檜 垣 美 佐 子 | 清 水 勢 津 子 |

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成8年10月15日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

1 講習の種類及び受講対象者
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成8年11月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑